

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 4 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成２７年川崎市規則第７９号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項第６号中「第７条第１項」を「第６条第１項」に改め、同項第７号中「第１３条」を「第１１条」に改める。

第３条第２９項第３号中「第１３条」を「第１１条」に改める。

附 則

この規則は、令和８年９月１日から施行する。